

事務連絡
平成31年4月19日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各 都 道 府 県 担 当 課
学校設置会社を所管する構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
御中
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課
各 公 私 立 短 期 大 学 担 当 課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
初等中等教育局児童生徒課
初等中等教育局健康教育・食育課
高等教育局学生・留学生課

いわゆるアダルトビデオの出演強要問題・「JKビジネス」
問題等に関する周知について（依頼）

政府は、4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって対策に取り組むこととしています。

文部科学省では、いわゆるアダルトビデオの出演強要問題・「JKビジネス」問題等に直面した際に学生等が相談することのできる窓口などの情報をまとめた資料を作成しております。本資料につきましては、文部科学省ホームページにも掲載しておりますので、掲示や窓口等への設置、ガイダンスや防犯指導時の配付資料等として御活用ください。

また、このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校（専修学校・各種学校を含む）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県におかれでは、所管の私立学校に対して、各國公私立大学・各公私立短期大学におかれでは、学内及び設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれでは、所轄の学校設置会社に対して御周知くださるようお願いします。

なお、本件に関しまして、御不明な点等がございましたら、担当までお問い合わせください。

(付属資料)

別添1：いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題等の
若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について（依
頼）

別添2：アダルトビデオの出演強要問題・「JKビジネス」問題に関する啓発
資料

(文部科学省ホームページ掲載先)

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1403806.htm

(担当)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
柴田、藤井

電話：03-5253-4111（内線：3073）

Mail : danjo@mext.go.jp